

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例（平成25年6月12日京都市条例第3号）（文化市民局地域自治推進室）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地処分により、左京区役所岩倉出張所の所管区域内において、新たに町が設置されることに伴い、規定を整備することとしました。

主な内容は、以下のとおりです。

新たに設置される町

岩倉中河原町，岩倉南河原町，岩倉南木野町，岩倉北四ノ坪町，岩倉北桑原町，岩倉北平岡町及び岩倉三笠町

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行することとしました。

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年6月12日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 3 号

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例

京都市区役所出張所設置条例の一部を次のように改正する。

左京区役所岩倉出張所の項中「岩倉西河原町」の右に「，岩倉中河原町，岩倉南河原町」を，「岩倉木野町」の右に「，岩倉南木野町」を，「岩倉南三宅町」の右に「，岩倉北四ノ坪町」を，「岩倉南四ノ坪町」の右に「，岩倉北桑原町」を，「岩倉西宮田町」の右に「，岩倉北平岡町」を，「岩倉南池田町」の右に「，岩倉三笠町」を加える。

附 則

この条例は，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

（文化市民局地域自治推進室）